

土地区画整理法第 55 条に規定する意見書
の審査における口頭意見陳述等

【意見聴取 2 関係】

土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査における口頭意見陳述等

1. 概要（土地区画整理法第55条）

◆ 施行者がさいたま市の土地区画整理事業において、事業計画を**決定**又は**変更**するとき

- ① 利害関係者は、事業計画について、意見書を提出することができる
- ② 意見書が提出された場合は、都市計画審議会に付議して、審議、採決を議決
- ③ 意見書の内容の審査については、行政不服審査法第2章第3節の規定を準用する。
(申立てがあった場合、口頭で意見を述べる機会(意見陳述)を与えなければならない。
(行政不服審査法第31条))

地方自治法施行令の一部改正（平成29年政令第322号（平成29年12月27日付、平成30年4月1日施行））

(市施行の土地区画整理事業において)

- | | | |
|---------------|---|------------------|
| 【これまで】 意見書の提出 | ⇒ | 付議先：埼玉県都市計画審議会 |
| 【改正後】 意見書の提出 | ⇒ | 付議先：さいたま市都市計画審議会 |

◆ さいたま市における口頭意見陳述等に関する事務手続について

→ 土地区画整理法第55条第5項の規定により、準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する、口頭による意見陳述等に関する事務手続の取扱いを定める必要がある。

○ 行政不服審査法の規定を準用する審理手続（土地区画整理法第55条第5項）

- ① 審理手続の計画的進行（行政不服審査法第28条）
- ② 口頭意見陳述（行政不服審査法第31条）
- ③ 証拠書類等の提出（行政不服審査法第32条）
- ④ 物件の提出要求（行政不服審査法第33条）
- ⑤ 参考人の陳述及び鑑定等の要求（行政不服審査法第34条）
- ⑥ 検証（行政不服審査法第35条）
- ⑦ 審理関係人への質問（行政不服審査法第36条）
- ⑧ 審理手続の計画的遂行（行政不服審査法第37条）
- ⑨ 審理手続の併合又は分離（行政不服審査法第39条）
- ⑩ 審理手続の終結（行政不服審査法第41条）

2. 意見書の審査の流れ

注：（※）印は要綱で決定を予定している事項

